

芦屋市土地開発基金条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、330,000,000円とする。</p> <p>2 市長は、必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して<u>積み立て</u>、又はその一部を取り崩すことができる。</p> <p>3 前項の規定により積立て又は取崩しが行われたときは、基金の額は積立額相当額を<u>増加</u>し、又は取崩額相当額を<u>減少</u>するものとする。</p> <p>(補則)</p> <p>第7条 この条例の定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	<p>(基金の額)</p> <p>第2条 基金の額は、330,000,000円とする。</p> <p>2 市長は、必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して<u>積立て</u>をすることができる。</p> <p>3 前項の規定により積立てが行われたときは、基金の額は積立額相当額を<u>増加</u>するものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例の定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p>